

# みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第671号）

2023年7月28日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

### ■ 注目トピックス

#### 中国人民銀行など、企業及び金融機関の外債枠を引き上げ 海外資金の流入拡大に期待

中国人民銀行及び国家外貨管理局は2023年7月20日、企業及び金融機関に対し、クロスボーダーファイナンスに係るマクロプルーデンス調節パラメーターを同日より1.25から1.5に引き上げるとしました。これにより、企業及び金融機関によるオフショアでの資金調達の上限（外債枠）は引き上げられました。同パラメーターの引き上げは昨年10月に続いたもの。中国人民銀行は企業及び金融機関のオフショア資金調達を拡大し、負債構成の最適化を誘導することが目的であると説明しました。

### ■ 直近の重要政策

#### 産業政策

- ✓ **家電・家具消費を促進する若干措置に関する商務部等13部門の通知**  
（商務部など、7/18）

#### マクロ政策

- ✓ **民営経済の発展促進に関する中共中央、国務院の意見**  
（中共中央、国務院、7/19）



MIZUHO

瑞穂銀行

—— WeChat公式アカウント ——

## ■ 注目トピックス

### 中国人民銀行など、企業及び金融機関の外債枠を引き上げ 海外資金の流入拡大に期待

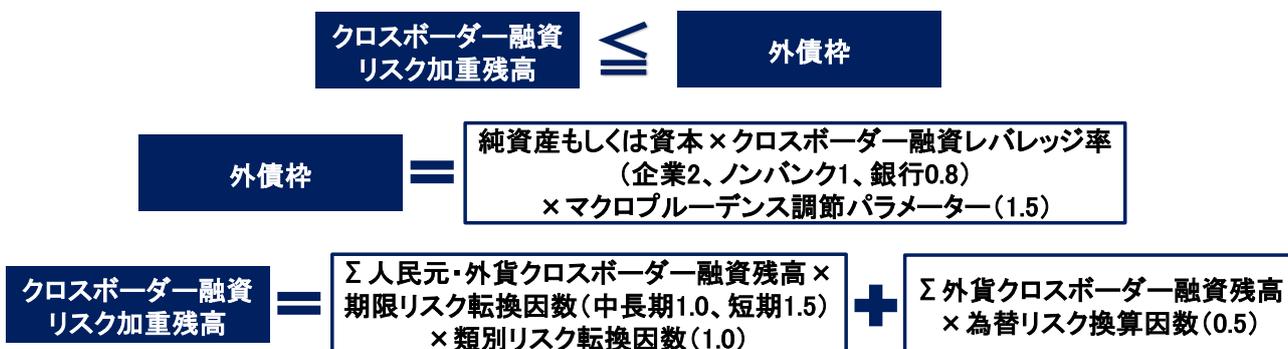
中国人民銀行及び国家外貨管理局は 23 年 7 月 20 日、企業及び金融機関に対し、クロスボーダーファイナンスに係るマクロプルーデンス調節パラメーターを同日より 1.25 から 1.5 に引き上げるとしました<sup>1</sup>。これにより、企業及び金融機関によるオフショアでの資金調達の上限(外債枠)は引き上げられました。同パラメーターの引き上げは昨年 10 月に続いたもの。企業などの外債枠の推移については以下図表 1 をご参照ください。

【図表 1】外債枠の推移

|         | 16 年 4 月        | 17 年 1 月        | 20 年 3 月       | 20 年 12 月       | 21 年 1 月        | 22 年 10 月      | 現在              |
|---------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 企業      | 純資産の<br>1 倍     | 純資産の<br>2 倍     | 純資産の<br>2.5 倍  | 純資産の<br>2.5 倍   | 純資産の<br>2 倍     | 純資産の<br>2.5 倍  | 純資産の<br>3 倍     |
| ノンバンク   | 資本金の<br>1 倍     | 資本金の<br>1 倍     | 資本金の<br>1.25 倍 | 資本金の<br>1 倍     | 資本金の<br>1 倍     | 資本金の<br>1.25 倍 | 資本金の<br>1.5 倍   |
| 銀行      | 一級資本<br>の 0.8 倍 | 一級資本<br>の 0.8 倍 | 一級資本<br>の 1 倍  | 一級資本<br>の 0.8 倍 | 一級資本<br>の 0.8 倍 | 一級資本<br>の 1 倍  | 一級資本<br>の 1.2 倍 |
| 外銀の国内支店 | 運転資本<br>の 0.8 倍 | 運転資本<br>の 0.8 倍 | 運転資本<br>の 1 倍  | 運転資本<br>の 0.8 倍 | 運転資本<br>の 0.8 倍 | 運転資本<br>の 1 倍  | 運転資本<br>の 1.2 倍 |

マクロプルーデンス管理モデルは、純資産などにより算出される金額を上限に外債を借り入れられる制度です。クロスボーダー融資リスク加重残高と外債枠の計算方法は図表 2 の通りです。

【図表 2】外債枠などの計算方法



オフショア調達資金はリスク転換因数などによって残高に計上される金額が変わりますが、中国人民銀行及び国家外貨管理局はこれまで基本的にクロスボーダー融資レバレッジ率とマクロプルーデンス調節パラメーターの調整を通じ、オフショア調達資金の限度額管理を実施してきました。

また、中央政府は最近、対外開放の拡大に力点を置き、外資による中国市場への参入と投資を後押しする姿勢を前面に打ち出しました。クロスボーダーファイナンス政策などに関する動きについては以下図表 3 をご参照ください。

<sup>1</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4994743/index.html>

【図表3】クロスボーダーファイナンスなど関連政策の動向

| 時期        | 出来事   |
|-----------|---|
| 16年4月29日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>中国人民銀行は『全国範囲における全範囲クロスボーダー融資マクロブルーデンス管理の実施に関する通達』<sup>2</sup>を公表し、同年5月3日より人民元・外貨の資金調達を一体化した全範囲クロスボーダー融資マクロブルーデンス管理モデルを全国の企業と金融機関に展開するとした。</li> <li>マクロブルーデンス調節パラメーターは1に初期設定。クロスボーダー融資レバレッジ率の初期設定について、企業は1、ノンバンクは1、銀行は0.8。</li> </ul> |
| 17年1月13日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>中国人民銀行は企業のクロスボーダー融資レバレッジ率を1から2に引き上げるとした。</li> </ul>  |
| 19年3月15日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>国家外貨管理局は『「多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理規定」の公表に関する通達』<sup>3</sup>を公表し、多国籍企業の外債枠の設定方法を投注差管理モデル（選択可）からマクロブルーデンス管理モデルへと移行させる方針を示した。</li> </ul>  |
| 20年3月11日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>中国人民銀行は企業及び金融機関のマクロブルーデンス調節パラメーターを1から1.25に引き上げるとした。</li> </ul>   |
| 20年12月11日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>中国人民銀行は金融機関のマクロブルーデンス調節パラメーターを1.25から1に引き下げるとした。</li> </ul>   |
| 21年1月7日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>中国人民銀行は企業のマクロブルーデンス調節パラメーターを1.25から1に引き下げるとした。</li> </ul>   |
| 22年10月25日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>中国人民銀行は企業及び金融機関のマクロブルーデンス調節パラメーターを1から1.25に引き上げるとした。</li> </ul>   |
| 23年6月29日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>国務院は自由貿易区の対外開放拡大に関する若干措置を公表し、外国投資家の投資に係る資金の海外送金と入金の手続きに関する内容を盛り込んだ。</li> </ul>   |
| 23年7月19日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>商務部の幹部は会見で、『外国投資家の上場企業に対する戦略投資の管理弁法』の改定<sup>4</sup>を推進し、外国投資家による上場企業への戦略投資に関する規制を緩和する方針を示した。</li> </ul>  |
| 23年7月21日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>国家金融監督管理総局は『ノンバンク行政許可事項の実施弁法』のパブコメ稿を公表し、8月21日まで意見公募を実施するとした。海外非金融機関による金融資産運用会社<sup>5</sup>への出資規制撤廃の他、海外金融機関が金融資産運用会社に投資する際の総資産要件の撤廃が盛り込まれた。</li> </ul>   |

<sup>2</sup> 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第420号をご参照ください。下記のURLよりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0434-XF-0105.pdf>

<sup>3</sup> 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第485号をご参照ください。下記のURLよりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0511-XF-0105.pdf>

<sup>4</sup> 同弁法は20年6月にパブコメ稿が公表され、意見の公開募集が実施された。関連内容については『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第511号をご参照ください。下記のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0563-XF-0105.pdf>

<sup>5</sup> 不良債権やエクイティ（持分）を中心に扱うアセマネ会社。

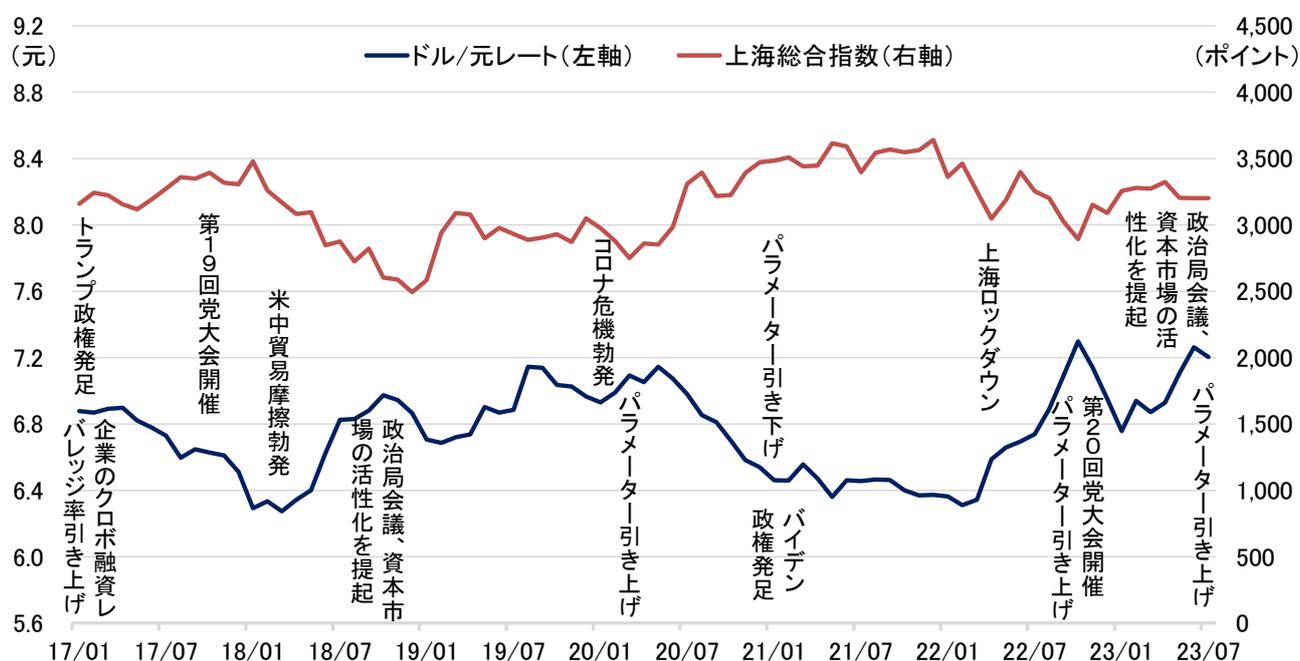
【図表3】クロスボーダーファイナンスなど関連政策の動向（続き）

| 時期       | 出来事  |
|----------|--|
| 23年7月24日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 国家外貨管理局は『改革の更なる強化によるクロスボーダー貿易投資の利便化の促進に関する通知』のパブコメ稿を公表し、8月2日まで意見公募を実施するとした。天津市や上海市、江蘇省など17省市におけるハイテク及びある分野に特化した「専精特新」企業（以下、新興成長企業）に対し、1,000万米ドル相当金額を上限に、国内他地域におけるハイテク及び新興成長企業に対し、500万米ドル相当金額を上限に、自由な外債借入を認める方針を示した<sup>6</sup>。</li> <li>➢ この他、前期費用外貨口座などの資本項目関連口座の統廃合なども明記した。自由な元転と使用を目指し、外資系企業が持分譲渡の対価として支払った外貨資金や国内企業が海外上場で調達した外貨資金は資本項目決済口座（原資産現金化口座）への入金が可能になる。</li> </ul> |
| 23年7月24日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 中共中央政治局会議では、資本市場の活性化に注力する方針を示した他、不動産市場関連規制の緩和や地方の債務リスク解消への取り組みなどにも言及した。</li> </ul>  |

（公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

過去の傾向からすると、マクロプルーデンス調節パラメーターなどの調整は米ドル/元レートの変動に影響します。その影響がすぐに現れるとは限りませんが、一定の効果があるのは事実であるといえます。さらに、人民元相場と株式市場の推移をみると、米ドル/元レートは上海総合指数<sup>7</sup>と一定の関連性もあるように見えます。詳細については図表4をご参照ください。景気下支えに向けた規制緩和や対外開放の拡大に取り組んでいる党指導部・中央政府のスタンスに加え、米利上げシナリオの見直しなども考慮すると、海外資金による中国市場への流入に期待感があるとみられます。

【図表4】ドル/元レートと上海総合指数の月次推移（7月24日まで）



（CFETS、上海証券取引所などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

<sup>6</sup> 一定の限度額内の自由な外債借入を認めるクロスボーダーファイナンス業務の利便化制度は従来の17省市から全国に拡大。天津市や山東省などの限度額は従来の500万米ドルから1,000万米ドルに引き上げられた。現行制度については『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第611号をご参照ください。下記のURLよりダウンロードできます。

➔ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0663-XF-0105.pdf>

<sup>7</sup> 上海証券取引所に上場されている全銘柄が対象で時価総額を加重平均で算出する指数。

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

### 産業政策

#### 家電・家具消費を促進する若干措置に関する商務部等 13 部門の通知

(原文: 商务部等 13 部门关于促进家居消费若干措施的通知)

商務部など 2023 年 7 月 18 日公表

##### 【主要内容】

- 商務部は国家發展改革委員会、工業情報化部など12部門と連名で、家電・家具や繊維製品、インテリア製品などの家具類の消費促進策を公表した。これは中央政府の方針に基づいたもので、消費全体を押し上げる動きの一環。
- 家電・家具メーカーによるグリーン製品の製造やIoT、クラウド、AIなどの技術を活用したスマート製品の開発を支援する。グリーン製品の標準、マーク、認証システムの統一・整備を進める。
- 消費者ビッグデータプラットフォームの役割を發揮し、企業による個別受注生産やフレキシブル生産、C2Mといった製造者が消費者に直接注文を受けてから商品を作る受注生産型のビジネスモデルの展開を支持する。
- 高齢化に対応した家電・家具、浴室製品の開発やリフォームの実施を支持する他、介護用見守りカメラ、血中酸素濃度計、血圧計、血糖測定器などの家庭用健康器具の導入も支援する。
- グリーン家電・家具の購入、内装の更新などを促すイベントの展開を奨励する。オンラインを通じた家電・家具の販売、リースサービスといった新業態、新モデルの発展を促す。
- コミュニティにおける家電・家具のクリーニングと家電修理、メンテナンスなどの業務の展開を奨励する。不用品のリサイクルシステムの整備にも一層注力する。
- 家電・家具メーカーによる農村市場における販売ネットワークとアフターサービスの整備を促す。
- 条件を満たす家電・家具売り場によるインフラREIT（不動産投資信託）の発行を支持する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://scyxs.mofcom.gov.cn/article/jsc/202307/20230703422259.shtml>

### マクロ政策

#### 民営經濟の發展促進に関する中共中央、國務院の意見

(原文: 中共中央 国务院关于促进民营经济发展壮大的意见)

中共中央、國務院 2023 年 7 月 19 日公表

##### 【主要内容】

- 中国共産党中央委員会及び國務院は民営經濟の發展を後押しする意見を公表した。同意見は經濟の活性化と雇用確保、イノベーションの促進を図り、民営企業を取り巻くビジネス環境の改善や民営經濟への支援強化などに関する既存方針を再確認した。
- 地方保護主義や市場分断、私的独占など市場の統一と公正な競争を阻害する政策を遅滞なく廃止する。
- 中小零細企業及び個人事業者に対する信用格付けと評価システムの整備に取り組み、企業信用情報の収集を強化し、迅速な対応ができる融資サービスを普及させる。条件を満たす民営企業の起債と上場を支援する。
- 『中小企業に対する代金支払保障条例』を厳格に実施し、中小企業などに対する代金支払遅延に係る責任追及を強化する。
- 人材に対する需給マッチングを強化し、企業と学校の連携に注力する。雇用拡大におけるプラットフォームの役割を發揮する。産学連携で研究開発センターやイノベーション拠点などの設置を支援する。
- 知的財産権侵害行為に対する懲罰的損害賠償と差止請求制度を着実に実行し、営業秘密侵害や模倣品・海賊版の製造・販売などの不正競争行為や、悪意の商標出願、冒認出願などの違法行為に対する

取り締まりを強化する。

- 中小企業のDX化を推進する他、民営企業による農村振興や都市化・インフラ整備、排出権取引、再エネ、蓄エネなどの低炭素化事業への参入を支援する。
- 優秀な民間経済人を党員、人民代表大会の代表候補、政協（政治協商会議、政治助言機関）委員に取り込むことを進め、世界的な経済活動や組織団体における民間経済人の役割を一層発揮することを支持する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.gov.cn/zhengce/202307/content\\_6893055.htm](https://www.gov.cn/zhengce/202307/content_6893055.htm)

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。